



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 カワタ
代表者名 代表取締役社長 白井 英徳
(コード番号：6292、東証第二部)
問合せ先 取締役執行役員管理部門統括 白石 互
(TEL. 06-6531-8211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第67期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月29日(予定)
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成28年6月29日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は株式会社カワタと称し、英文では KAWATA MFG. CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～4. (省 略)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は本店を大阪市に置く。</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は電子公告により行う。 2. (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は20,000,000株とする。</p> <p>第 6 条 (省 略)</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>第 8 条～第10条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>(基準日) 第12条 <u>当社</u>の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第13条～第14条 (省 略)</p> <p>(決議の方法) 第15条 (省 略) 2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>第17条 (省 略)</p> <p>第 4 章 取締役・監査役および取締役会・監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>株</u>株式会社カワタと称し、英文では KAWATA MFG. CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。 1. ～4. (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、<u>本</u>店を大阪市に置く。</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電</u>子公告により行う。 2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>2</u>0,000,000株とする。</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1</u>00株とする。</p> <p>第 8 条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第12条 <u>当社</u>の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第15条 (現行どおり) 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>そ</u>の議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会<u>ごと</u>に当会社に提出しなければならない。</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会・監査役・監査役会の設置)</p> <p>第18条 当社は取締役会を置く。</p> <p>2. <u>当社は監査役を置く。</u></p> <p>3. <u>当社は監査役会を置く。</u></p> <p>(取締役および監査役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は9名以内、監査役は4名以内とする。 (新 設)</p> <p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第20条 取締役および監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <u>当社の</u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役・役付取締役および常勤監査役)</p> <p>第22条 (省 略)</p> <p>2. ~3. (省 略)</p> <p>4. <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>2. <u>取締役会および監査役会の招集は、会日の2日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>8名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (削 除)</p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. ~3. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>取締役会の招集は、会日の2日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会および監査役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会および監査役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(取締役および監査役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>2. <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> (削 除)</p>
<p>(取締役および監査役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める金額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p> <p>第33条 <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第34条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に 対し、会日の2日前までに発する。ただし、 緊急の場合には、この期間を短縮することが できる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法) <u>第35条</u> 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数 が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録) <u>第36条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領およ びその結果ならびにその他法令で定める事 項は、議事録に記載または記録し、出席した 監査等委員がこれに記名押印または電子署 名する。</p> <p>(監査等委員会規程) <u>第37条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または定 款に定めるもののほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第5章 会計監査人 (会計監査人の設置) <u>第30条</u> 当社は会計監査人を置く。</p> <p><u>第31条</u>～<u>第32条</u> (省 略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) <u>第33条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役</u> <u>会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除) <u>第34条</u> 当社は会計監査人との間で、会社法第423 条第1項の賠償責任について法令に定める 要件に該当する場合には、賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただし、<u>当</u> <u>該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の</u> <u>定める金額とする。</u></p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) <u>第38条</u> 当社は、<u>会計監査人</u>を置く。</p> <p><u>第39条</u>～<u>第40条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) <u>第41条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等</u> <u>委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(削 除)</p>
<p>第6章 計 算 (省 略) <u>第35条</u></p> <p>(期末配当金) <u>第36条</u> 当社は株主総会の決議によって毎年3月31 日の最終の株主名簿に記載または記録され た株主または登録株式質権者に対し金銭に よる剰余金の配当(以下「期末配当金」とい う。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) <u>第37条</u> 当社は取締役会の決議によって、毎年9月 30日の最終の株主名簿に記載または記録さ れた株主または登録株式質権者に対し、会社 法第454条第5項に定める剰余金の配当(以 下「中間配当金」という)をすることができる。</p>	<p>第7章 計 算 (現行どおり) <u>第42条</u></p> <p>(期末配当金) <u>第43条</u> 当社は、<u>株主総会</u>の決議によって、毎年3 月31日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対し、<u>金</u> <u>銭</u>による剰余金の配当(以下「期末配当金」 という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) <u>第44条</u> 当社は、<u>取締役会</u>の決議によって、毎年9 月30日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対し、<u>会</u> <u>社</u>法第454条第5項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という)を<u>可</u> <u>以</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第38条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第1条 第67期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条の定めるところによる。</p>

以 上